



入学準備金貸付金について



八潮市では、高等学校・専修学校・大学に入学することが確実な方の保護者で、入学時に要する費用の調達が困難な方に、入学準備金を無利子で貸付けます。

1. 資 格

1. 申請者について

- (1) 学生の保護者であること。
- (2) 八潮市に住民登録があり、引き続き1年以上居住していること。
- (3) 市税を完納していること。
- (4) 入学準備金貸付金について返済資力を有すること。
- (5) 他の申請者の保証人でないこと。
- (6) 貸付審査時において、学校給食費を滞納していないこと。
- (7) 貸付審査時において、申請者世帯員の合計所得金額が、次のア・イ・ウのいずれかに該当すること。

ア 家族3人以内 3,600,000円以下

イ 家族4人 4,620,000円以下

ウ 家族5人以上 5,340,000円以下

※所得金額とは収入ではありません。市区町村が発行する所得証明書「合計所得金額」欄に記載されている額になります。

2. 連帯保証人について

- (1) 原則として八潮市に住民登録があり、引き続き1年以上居住していること。ただし、やむを得ない理由があると認める場合にはこの限りでない。
- (2) 申請者とは別の世帯で独立の生計を営むものであること。
- (3) 市区町村民税を完納していること。
- (4) 貸付審査時において、原則として年齢が60歳未満であること。
- (5) 貸付審査時において、所得金額が240万円を超え、申請者の債務を保証し得る資力があると認められること。

※所得金額とは収入ではありません。市区町村が発行する所得証明書「合計所得金額」欄に記載されている額になります。

2. 貸付額

次の額を「無利子」で貸し付けます。

ただし、予算の範囲内で、貸付額を調整する場合があります。

高等学校・専修学校	15万円
大 学	25万円

3. 申請書類

申請時に必要な書類は次のとおりです。

(1) 入学準備金貸付申請書〈様式第1号〉

(2) 承諾書

(3) 連帯保証人の所得証明書及び納税証明書

※納税証明書は納付済額・未納額が記載されているもので、課税されているものすべて提出してください。（市県民税・固定資産税・国民健康保険税等）

※市県民税の納税証明書に所得金額が記載されている場合は、所得証明書は不要です。

※市内在住の場合は、所得・納税証明書の代わりに承諾書でも結構です。

(4) 合格通知書の写し

※進学に伴う貸付申請で、すでに合格している場合はご提出ください。

4. 受付期間

上記3の書類を教育委員会教育総務課まで提出してください。

※合格発表前に申請できます。

【1回目】令和7年9月25日(木)～令和7年10月15日(水)

【2回目】令和8年1月5日(月)～令和8年1月23日(金)

5. 貸付審査

提出された申請書に基づき、審査会の審査を経て、貸付の適否を決定します。

6. 貸付決定後の手続き

教育委員会から、申請された方に貸付の承認・不承認を通知します。貸付が承認決定された場合は、次の書類を教育委員会教育総務課に提出してください。

(1) 入学準備金借用書（様式第3号）

(2) 入学許可候補者証明書

(3) 借受人及び連帯保証人の印鑑登録証明書

(4) 連帯保証人の承諾書

(5) 銀行口座通帳の写し

7. 貸付時期

【1回目申請】 12月中旬頃

【2回目申請】 3月中旬頃

8. 返済方法

返還方法は、入学後6ヶ月据え置き、年賦、半年賦又は月賦により修学期間が終了する期間内に返済していただきます。

なお、返済時期になりましたら、所定の納付書をお送りし、金融機関で納付していただきます。

ただし、以下の場合は、繰上返還していただきます。

- (1) 八潮市から転出するとき
- (2) 貸付金を本来の目的以外の費用に充てたとき
- (3) 学生が途中で退学したとき
- (4) 故意に貸付金の返済を怠ったとき

9. 届出義務

借受人又は連帯保証人が次の事項に該当する場合は、速やかに教育委員会へ届け出てください。

- (1) 学生等が入学しなかった場合
- (2) 学生等が転校又は中途退学した場合
- (3) 学生等が死亡した場合
- (4) 借受人、学生等又は連帯保証人の住所に異動があった場合
- (5) 連帯保証人が上記の要件を欠いたとき、又は死亡した場合



お気軽にお問い合わせください♪

＜問い合わせ＞

八潮市教育委員会 教育総務課 庶務係
TEL 048-996-2111 内線361

